

企画競争説明書

業務名称：カンボジア国保健施設・医療機材整備及び保健医療
人材育成にかかる情報収集・確認調査

調達管理番号：20a00927

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年3月3日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年3月3日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：カンボジア国保健施設・医療機材整備及び保健医療人材育成にかかる情報収集・確認調査
- (2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。
 - () 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。
- (4) 契約履行期間（予定）：2021年5月 ～ 2021年12月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：【契約第1課 竹内清佳 Takeuchi.Kiyoka@jica.go.jp】

注）持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

東南アジア・大洋州部東南アジア第二課

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。
特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年3月12日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年3月18日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL:<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年3月26日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポ

ーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年1月25日版）」を参照願います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

（3）提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

（4）提出書類：プロポーザル及び見積書

（5）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（6）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
特になし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨 KHR 1 = 0.025950 円
 - b) US\$ 1 = 103.896000 円
- 5) その他留意事項
特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に

当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／保健医療計画
- b) 施設設計／施工計画／積算

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 9.5 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点

50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年4月9日（金）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についてもご確認ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願

います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、
又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難される

べき関係を有している。

ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン(コンサルタント等の調達) :

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン/個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。
(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務: 保健医療計画、施設設計、施工計画、積算

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任/保健医療計画

➤ 施設設計/施工計画/積算

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任／保健医療計画）】

- a) 類似業務経験の分野：保健医療分野に関する各種調査、円借款業務（特にセクターローンの形成に関わった経験があると望ましい）
- b) 対象国又は同類似地域：カンボジア国又は東南アジア地域
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 施設設計／施工計画／積算】

- a) 類似業務経験の分野：施設新築・増改築に関する調査、円借款業務（特にセクターローンの形成に関わった経験があると望ましい）
- b) 対象国又は同類似地域：カンボジア国又は東南アジア地域
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
	(34.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力：業務主任者／保健医療計画	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
② 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇〇〇	—	(13.00)
ア) 類似業務の経験	—	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ウ) 語学力	—	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	—	3.00
オ) その他学位、資格等	—	2.00
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力：施設設計／施工計画／積算	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

1. 調査の背景・経緯

カンボジア王国（以下、「カンボジア」という。）は新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」という）の世界的な流行以前は、20年以上にわたり平均約7%の堅調な経済成長を実現してきた。2015年には国民総所得（GNI）が1,070米ドルに達し、世界銀行は同年カンボジアを低所得国から低所得国に格上げするなど、長年にわたる貧困削減対策や経済対策への取り組みが奏功してきた。また、カンボジアの人間開発指数は1990年の0.364から2018年には0.581に達し、直近の約30年で急速な改善傾向にある。他方、国内の経済的格差は依然として大きく、特に都市部と地方部の格差是正は喫緊の課題である。カンボジア国内には総人口の約3割に上る約450万人が貧困に近い状態のままであり、COVID-19を受けてこの割合がさらに上昇することが懸念されている。

カンボジアの公的保健医療サービスの提供体制は、内戦後の1990年代前半と比較し質・量ともに改善し、首都プノンペンを中心に基本的保健医療サービスの提供体制が整いつつある。この結果、5歳未満児死亡率や妊産婦死亡率の削減等、国全体では母子保健を始めとする基礎保健指標改善の成果が上がっている。他方、病床数をはじめとするインフラや、医療従事者数については、世界保健機関（World Health Organization。以下、「WHO」という。）が示すユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（Universal Health Coverage。以下、「UHC」という。）達成に必要な水準には達しておらず、また先述の基礎指標と比しても低水準とされている。加えて、プノンペン都と地方との格差も大きく、特に地方における保健医療サービスの改善が喫緊の課題である。

COVID-19の世界的流行に対して、カンボジアでは2020年1月に国内で初の感染者が確認されて以降、累積感染者数は2021年2月8日時点で474人（死者0人、回復者454人）と他国と比べて比較的抑え込みに成功しているが、海外からの帰国者を中心に感染は断続的に続いている。また、2020年11月28日には国内で初めて市中感染が発覚、これきっかけに商業施設や学校、政府施設等も閉鎖される事態となり、依然として感染拡大の懸念がある。特に上述のとおり国内の保健医療サービス提供体制は脆弱であり、WHOも引き続き感染拡大のリスクがあると警告している。以上より、現時点では他国と比較してCOVID-19感染拡大の影響は現時点では比較的抑え込まれているものの、中長期的な感染予防、感染拡大に備えた体制の整備および、それらの基盤となる保健システムの強化が不可欠である。

カンボジア政府は「国家戦略開発計画 2019-2023」において、公衆衛生の改善を重要課題として掲げており、保健医療サービスの質改善についても、これの達成に向けた重要要因として位置づけている。また、「第3次国家保健戦略計画 2016-2020」においては、質の高い保健医療サービスの提供と公平なアクセスの確保が優先政策のひとつとして掲げられている。これらを達成するための重点的な取り組みとして、保健医療サービスへのアクセスの確保、保健インフラ・保健医療機材の整備、保健医療資材の安定的な供給、質・量的に十分な保健人材の確保等が挙げられ、これらインフラ整備や人材育成に対する取り組みに力が入れている。現在、同国保健省は、WHOの支援のもと「第4次保健戦略計画 2021-2030」を策定中であり、第3次計画を発展的に改訂する計画である。これまでの保健戦略計画は5か年計画であったが、同計画は持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」という。）に合わせ10か年計画となる見込みである。同計画においても、これら保健インフラ・医療機材の整備、保健人材の質・量の確保に焦点があてられることが見込まれる。特にカンボジア政府は、国立病院及び複数の州病院を選定したうえで、より高度な医療の提供を可能とし、拠点病院としての機能を強化する計画を立てていることから、同計画に資する協力への期待が高い。

カンボジアの保健行政は、1996年に採択された保健カバレッジ計画（Health Coverage Plan）の方針に従い、保健省傘下に中央レベルで母子保健や結核、HIV/AIDSなど、各専門分野を対象とする国立センター、及び9か所の国立病院が設置されている（ADB 2020）。州レベルでは、25の州病院、68の郡病院が設置され、103の郡行政区（Operational District。以下、「OD」という。）では、人口約10~20万人をカバーし、最低一か所のレファラル病院と人口約1~2万人に1か所の保健センターを設置することが義務付けられている。また、郡病院以上の医療機関は保健省のガイドラインに従った包括的サービスパッケージ（Comprehensive Package of Activity。以下、「CPA」という。）を提供し、保健センターと保健ポストは、基本サービスパッケージ（Minimum Package of Activity。以下、「MPA」という。）を提供することが定められておりCPAについては、その医療レベルに応じて基礎的な段階から順にCPA1、CPA2、CPA3に分かれている。現在、保健省では地域の中核病院となり得る州病院を3~4程度選定し、国立病院レベルに機能強化する案が検討されており、第4次保健戦略計画の策定過程でも検討されている。他方で、実態としてはそのサービスは期待されるレベルに達しておらず、施設・機材といったインフラや保健医療人材の能力などの面で大きな改善の余地を残している。さらには、2020年1月以降、保健行政の地方分権化が始まっており、資源配分の効率化や意思決定の迅速化、住民参加の活性化が期待される一方で、地方レベルでの保健人材の能力向上も喫緊の課題である。

我が国は、カンボジアにおいて1990年代から継続的に母子保健、感染症（結核）対策、保健人材育成、施設・機材整備等について技術協力及び無償資金協力を中心に協力を展開している。過去の協力の教訓として、サービスの質向上とアクセス改善には施設・機材の高度化と病院マネジメントの両面のシナジーを最大化することが重要である点、さらには保健医療サービス提供者と利用者双方へのアプローチが重要であることが指摘されている。今後は、これらの過去の協力実績と教訓を生かした形で、上記のカンボジア保健医療セ

クターの現状と課題に対し面的な支援拡大や施設・機材と人材育成の強化を念頭に置いた協力量針の検討が必要となっている。なお、JICAは「JICA世界保健医療イニシアティブ」を策定し、国際社会におけるUHC達成に向け、感染症対策の拡充、保健医療システムの強化、幅広い分野での健康安全保障の確保のための支援を行っていくこととしており、同イニシアティブに基づいた協力量針を検討していくことが求められている。

2. 調査の目的と範囲

カンボジアの国立である3病院（クメールソビエト病院、カルメット病院、プノンペン市病院）、並びに各州病院（ストウン・トレン州、スバイリエン州、プレイベン州、カンポット州、タケオ州、バタンバン州、バンテイメンチャイ州、シュムリアップ州）における保健医療施設・機材、各施設、及び管轄行政における人材計画の現状を調査・分析することにより、保健医療サービス提供体制の課題を明らかにする。さらには、保健施設及び医療機材整備、保健人材を対象とする候補事業を特定し、想定される収支概算の特定を含め、協力の概略を検討するうえで参考となる情報を収集・整理することを目的とする。

加えて支援対象病院や出入国管理施設等の感染症早期警戒体制強化に関する協力ニーズについても確認する。

3. 調査実施の留意事項

（1）調査の位置づけ

本調査業務の成果は、有償資金協力（セクターローンを想定）や技術協力案件の検討資料として用いられることが想定されている。よって、候補となる事業の計画策定の過程においては、十分にJICAと協議することとする。他方で、本調査後の検討において、調査から導き出された結果と異なる結論となる可能性があることに留意し、カンボジア側関係者に本調査結果がそのまま次期協力事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。なお、現時点で想定されている事業案及びスキームは以下のとおり。

1）病院施設の改修・拡張、及びこれら病院への医療機材供与

現地調査及びカンボジア政府との協議のうえで、支援ニーズの詳細を確認し協力候補病院を選定する。選定に当たっては、カンボジア側のニーズに加え、過去の日本による支援実績のある病院や対象地域の病院を中心に検討することとする。また、日本の強みを生かす、具体的な施策案を検討できることが望ましい。先方ニーズとして、国立病院及び複数の州病院を選定したうえで、より高度な医療の提供を可能とし、拠点病院としての機能を強化する計画を立てていることから、これに資する協力が挙げられている。また、第4次保健戦略計画では州病院のラボやICUを強化することも検討される可能性に留意する。先方政府の意向についても、適宜確認、及び調査内容へ反映する。

2）保健人材の育成、及び医療機材維持管理能力向上

上記1)で記載した医療施設のアップグレードに伴い、保健医療従事者の能力強化、病院運営/マネジメント強化、医療機材の維持管理能力等の等人材育成を行うことを想定している。加えて、デジタルヘルスやDXを含む、高次医療の提供のため能力強化の実施が望まれている。協力事業が完了した場合、病院の維持管理能力にも留意のこと。なお、1.で記載のとおり、特に都市と地方の保健医療サービスの質と量の格差が大きい現状を踏まえ、対象地域レベルに則した人材育成システム強化の視点に立った効果的な協力を目指すこととする¹。

3) 想定するスキーム

円借款（セクターローン）、円借款付帯技術協力

4) 現地再委託

脚注の通りです²。なお、本調査において自然条件調査は含まれる想定はありません。

(2) 案件形成検討時の重点項目

本調査業務の結果が事業形成の検討資料となるため、以下の項目については、結果の取りまとめに際して、JICAから基本的な基準、取りまとめの様式等を指示することがある。

- 1) 調達・施工方法
- 2) 事業費（試算）
- 3) 事業実施機関の実施能力
- 4) 操業・運営維持・管理体制
- 5) 運用・効果指標

(3) 調査の工程

本調査は、協力ニーズの特定を行うフェーズ、及び特定された支援候補に係る具体的な協力案の検討を行うフェーズから構成される。調査工程決定については、各フェーズにおいて取りまとめを行うこととし、その内容をJICAと協議・確認したうえで次の段階に進むことに留意する。

【第1フェーズ 協力ニーズの特定】

¹ 支援対象病院や出入国管理施設等の感染症早期警戒体制強化に関する案件化の可能性も検討のうえ、プロポーザルへ記載する。その際、保健セクターにおける案件に限らず、新型コロナウイルス対策として、各種支援を実施しており、支援内容の重複には留意すること。

² 現地再委託は想定していませんが、一部業務の現地再委託が適当だと考える場合にはプロポーザルにおいてその旨を理由も含めて提案すること（本見積りとするこ）。

保健医療サービス提供体制、及び地方拠点保健医療施設の現況、及び支援ニーズをもとにした支援対象候補、内容を特定する。なお、調査対象は、施設、資機材、人材における質、量の充足度とする。各医療施設に関する以下のデータを収集・分析する。

- ・ 病院利用状況（病床占有率、診療科別の一日あたりの外来患者数および入院患者数、診療科別の手術件数、検査数、院内死亡率および理由、平均入院日数、疾病構造、分娩数など）
- ・ 財政・予算・収支状況
- ・ 施設の状況（既存施設の老朽度、新設建物の建設スペースの有無、建築・改修歴含む）
- ・ 機材の現状、活用、リース契約などの状況
- ・ 機材維持管理部門の現状、技術レベル
- ・ 施設毎の医師、看護師、助産師等の人数と配置、技術レベル
- ・ レファラル件数（上位病院への紹介件数、下位病院からの紹介件数、疾病内容）
- ・ ゲートキーピングの現状
- ・ 施設、及び管轄行政における保健人材育成計画、配置計画、供給計画、保健人材数等（施設における現任教育の現状を含む）
- ・ 他ドナーによる保健医療施設・機材に対する支援動向

【第2フェーズ サブ・プロジェクトのリスト化】

サブ・プロジェクトのショートリスト（案）を作成する。各サブ・プロジェクトについては、事業概要を整理し、ドラフト・ファイナルレポートにまとめる。なお、ショートリストする際、施設数は4から5施設程度とすることを想定している。

サブ・プロジェクト事業概要には以下の内容を含めることとし、また協力候補対象州選定の参考とする³。

- ・ 事業名
- ・ 対象地・位置図
- ・ 事業費（試算）
- ・ 実施省庁・部局
- ・ 事業目的
- ・ コンポーネント
- ・ 基本スコープ（敷地面積、延べ床面積、階数、機材名、研修内容、等）

³ 選定クライテリアについてはプロポーザルにて提案すること。

- ・主な仕様と想定される収支（事業実施した場合の収支増減比較を行うこと）
- ・サイト周辺状況（地形、既存施設、基礎インフラ整備状況等）
- ・事業スケジュール
- ・実施体制（必要予算概算含む）
- ・維持管理体制（必要予算概算、人材計画含む）
- ・環境社会配慮
- ・事業効果
- ・追加施設建設・機材供与を行った場合の政府負担抑制策（複数のオプション提示）

（４）実施体制

カンボジアでは保健医療セクターの円借款経験がないことから、先方政府の実施及びモニタリングの体制を十分に確認し、円滑な案件実施を行うための適切な体制を構築できるかどうかを確認し、協力案に反映する。

（５）調査の精度

本調査は円借款事業としての妥当性を判断できるレベルの調査、積算までを実施する。上記（３）で示す項目を取りまとめ提案すること。

（６）技術支援の検討

円借款事業案を検討するにあたって留意すべき事項、ボトルネックの解消に必要で、本体事業内で実施困難な技術的な支援（円借款附帯技術プロジェクト等）が想定される場合には、内容、規模、実施体制等について第２フェーズで整理して提案すること。

（７）他ドナー支援動向の確認と連携可能性の検討

カンボジア保健医療セクターは、WHO や世界銀行等のドナーが活動していることから、セクター全体及び候補案件対象医療機関に対する他ドナーの援助状況について情報収集を行い、事業内容重複や連携可能性について確認する。

（８）ジェンダー主流化ニーズ及び貧困削減の確認

カンボジアの保健政策におけるジェンダー配慮及び貧困層への配慮・対策と候補案件との関係性を確認する。また、候補案件におけるジェンダー主流化ニーズ及び貧困層への配慮・対策や期待される貧困削減効果について確認・分析を行うこととする。

(9) JICA への事前説明・確認

本調査の成果（協議資料等の中間的な成果を含む）についてカンボジア政府に提示する場合には、JICA に事前に説明・確認のうえ、その内容について了承を得るものとする。

(10) 現地の関係機関への十分な説明と情報共有

本調査の実施に当たっては、JICA 及びカンボジア側関係機関と十分に協議・調整を行うこと。また、現地調査を行う場合は JICA カンボジア事務所とも十分な意見交換・調整を行うこと。

(11) 環境社会配慮

本調査から抽出される協力候補案件は既存施設内等で実施されることを想定しており、用地取得・住民移転等は発生しないことが見込まれるが、施設建設予定地の確保、対象医療機関における医療排水・廃棄物処理体制を確認するとともに、施設建設や機材納入・使用等、本事業の実施に伴う環境及び社会の影響、その対策について十分検討すること。

4. 調査の内容

上記「3. 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。

(1) 既存資料のレビュー・情報収集・分析

事前準備として、以下に関する既存資料等の収集、レビューを行い、現地調査により明らかにすべき事項、収集すべき情報・データ等を整理する。

- 1) カンボジア政府の上位計画、関連政策、他ドナーの協力計画等
- 2) カンボジア保健医療に関する「保健人材および保健施設に係る情報集・確認調査報告書(2017年7月)」などによる我が国のこれまでの協力状況
- 3) JICA の持つ事業スキームに関する資料確認

(2) インセプションレポート（案）の作成、説明・協議、最終化

上記の結果及び調査の全体方針を取りまとめたインセプションレポート（案）を作成する。インセプションレポート（案）の内容は以下のとおり。

JICA 関連部署（東南アジア・大洋州部、カンボジア事務所、人間開発部）に対してインセプションレポート（案）の内容を説明し、協議を行うとともに、先方政府に説明後、インセプションレポートを最終化し、発注者の承認を得る。

- 1) 調査の背景、経緯
- 2) 調査の目的
- 3) 調査の方針
- 4) 調査の内容と方法
 - ① 調査対象
 - ② 調査手法案
 - ③ 調査項目
- 5) 作業計画（ガントチャート、日程等）
- 6) 調査員の作業および作業期間
- 7) 調査実施体制（現地の体制、国内支援体制）
- 8) 提出する報告書とその目次案
- 9) 発注者及び調査対象国側関係機関への便宜供与依頼事項

(3) 保健医療サービス提供体制について情報収集

- 1) 医療施設、機材整備、保健人材育成に係るカンボジア政府の政策と方針について情報収集する。
- 2) 調査対象保健医療機関における、施設、医療機材、保健人材育成に係る充足度、並びに運営収支について情報収集する。
- 3) 医療施設、資機材整備、保健人材育成に係る他ドナーの支援状況について情報収集する。

(4) 収集した情報に基づいた、保健医療サービス提供体制の課題及びその要因分析

- 1) (1)～(3)までを踏まえ、保健医療サービス提供体制の課題及び要因を分析する。
- 2) JICA 関係部署及び先方政府と協議のうえ、取り組むべき課題とその要因を明確にし、関係者間で共通認識を持つ。

(5) 保健医療サービス改善に向けて JICA が取り組むべき事業の整理

- 1) (4) で得られた共通認識をもとに具体的に取り得る実行案を作成する。具体案には上記3.(2)以降に留意のうえプロジェクト案を策定する。

(6) ドラフト・ファイナルレポートの作成とカンボジア保健省関係者との協議と意見交換・確認

(7) ファイナルレポートの作成

5. 報告書等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

(1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後10営業日以内

部数：和文3部（簡易製本）

(2) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）（案）

提出時期：2021年9月下旬を目処

部数：和文3部、英文5部（簡易製本）、CD-R 3部

(3) ファイナルレポート

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：2021年11月26日

部数：和文3部、英文5部（簡易製本）、CD-R 3部

別紙：報告書目次案

(別紙)

報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。また、調査期間が限られることから、各目次項目における比重の置き方については、発注者と適宜協議の上、調査を行うものとする。なお、以下目次案中のカッコ書き部分は、当該項目内で特に詳細な調査を要する事項を示す。

要約

第1章 調査の概要

- 1-1 調査結果の概要
- 1-2 調査の背景
- 1-3 調査の目的
- 1-4 調査対象地域
- 1-5 調査対象期間
- 1-6 調査方法
- 1-7 調査団員

第2章 カンボジアの保健医療概況

- 2-1 対象国の概要
- 2-2 保健セクターの現状と課題
- 2-3 保健医療サービスの供給体制
 - 2-3-1 保健医療サービス体制
 - 2-3-1-1 施設
 - 2-3-1-2 資機材
 - 2-3-2 公的な保健人材育成に関する体制
- 2-4 保健分野に関する保健政策
- 2-5 日本及び他ドナーの協力状況

第3章 現地調査の結果

- 3-1 保健施設
- 3-2 保健資材
- 3-3 保健人材

第4章 調査に基づく事業提案

- 4-1 候補プログラム（事業概要、想定される事業費、実施スケジュール、事業実施・運営管理体制（収支増減含む）、事業評価、環境社会配慮、事業実施能力向上・効果発現のための技術協力案）

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本件に係る業務工程は、2021年5月に開始し、約8ヶ月後の終了を目処とする。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約17M/M（現地12.5M/M、国内4.5M/M）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任／保健医療計画（2号）
- ② 施設設計／施工計画／積算（3号）
- ③ 機材計画／積算
- ④ 人材育成計画
- ⑤ 病院財務分析
- ⑥ 環境社会配慮

(3) 現地再委託

本調査では、現地再委託は想定していませんが、一部業務の現地再委託が適当だと考える場合にはプロポーザルにおいてその旨を理由も含めて提案すること（本見積りとする）こと。

(4) 配布資料／閲覧資料等

1) 配布資料

特になし

2) 公開資料

カンボジア国保健人材および保健施設に係る情報収集・確認調査報告書

<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000032125>

(5) 対象国の便宜供与

- 調査に必要な情報、データの提供（他機関等から購入しなければならないデータ等が想定される場合は、調査費に計上すること）
- カウンターパートの配置
- 現地調査に必要な許可証等の取得に係る支援

(6) その他留意事項

1) 安全管理

現地作業に先立ち渡航予定の業務従事者全員を外務省「たびレジ」に登録し、渡航2週間前までにJICAカンボジア事務所代表メールアドレス（cm_oso_rep@jica.go.jp）宛に渡航情報（日程・宿泊先・宿泊先の電話番号・移動手段）を連絡する。現地滞在期間中は安全管理に十分留意し、当地の治安状況

については、在カンボジア日本大使館、JICAカンボジア事務所より十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、JICAカンボジア事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。なお、カジノ併設ホテルへの宿泊は禁止とし、宿泊先の選定に当たって留意する。

以上